

## 総務政策委員協議会記録

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 開会年月日 | 令和元年 8 月 28 日                        |
| 開会時刻  | 午前 9 時 59 分                          |
| 閉会時刻  | 午前 10 時 37 分                         |
| 出席委員名 | ◎北村 勝    ○吉井詩子    井村貴志    鈴木豊司       |
|       | 岡田善行    吉岡勝裕    品川幸久    西山則夫         |
|       |                                      |
|       | 中山 裕司 議長                             |
| 欠席委員名 | なし                                   |
| 署名者   | なし                                   |
| 担当書記  | 倉井伸也                                 |
| 協議案件  | 1 会計年度任用職員制度への移行について                 |
|       | 2 いせ市民活動センターの指定管理について                |
|       | 3 所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について |
|       |                                      |
|       |                                      |
|       |                                      |
|       |                                      |
|       |                                      |
|       |                                      |
|       |                                      |
| 説明者   | 総務部長、職員課長、市民交流課長、文化振興課長、<br>情報戦略局長   |
|       |                                      |
|       |                                      |
|       | その他関係参与                              |

## 協議の経過

北村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り「会計年度任用職員制度への移行について」外2件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時59分

### ◎北村勝委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「会計年度任用職員制度への移行について」、「いせ市民活動センターの指定管理について」及び「所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」の3件であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

### ◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「会計年度任用職員制度への移行について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

総務部長。

### ●江原総務部長

本日はお忙しい中、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。本日、御協議いただきます案件につきましては、ただいま委員長御案内のとおりでございます。

それでは、担当から御説明を申し上げますので、よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

## **【会計年度任用職員制度への移行について】**

### ◎北村勝委員長

職員課長。

### ●上田職員課長

それでは、会計年度任用職員制度への移行につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の配布資料を御覧ください。まず、1の背景といたしましては、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保が求められる中、地方公務員法、地方自治法が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。

次に、2の会計年度任用職員制度の概要でございますが、地方公務員法の改正により、1週間の勤務時間が常勤職員と同一である者についてはフルタイムの会計年度任用職員、これより短い者につきましてはパートタイムの会計年度任用職員と定められました。

また、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対する期末手当の支給、フルタイムの会計年度任用職員に対する退職手当の支給が可能となりました。

次に、3の会計年度任用職員制度への移行でございますが、法改正に基づき、市においては嘱託及び臨時職員の任用及び勤務条件等について見直しを行い、(1)任用形態等の表のとおり、現行、嘱託・臨時職員として任用している職員をフルタイム又はパートタイムの会計年度任用職員として新たに任用したいと考えております。

新制度におきましては、(2)ア、勤務時間につきましては、各職場へのヒアリングをもとに、①現在フルタイムで任用している嘱託及び臨時職員のうち嘱託職員についてはフルタイムまたは7時間30分、7時間15分のパートタイムへの変更を考えております。

2ページを御覧ください。主な例といたしまして、主な職種の勤務時間案をお示しさせていただきますので御高覧ください。臨時職員につきましては7時間のパートタイムへの変更を考えております。

②現在、フルタイム以外で任用している嘱託及び臨時職員につきましては、現行の勤務時間を基本として設定するように考えております。

③の令和2年4月1日以降、新たに会計年度任用職員として任用する職員につきましては、同一職種の勤務時間を基本といたしまして、職務内容、業務量により設定していきたいと考えております。

イ、給料につきましては、フルタイムの会計年度職員には給料、パートタイムの会計年度職員には報酬で支給することとなります。給料決定の考え方といたしましては、新たに会計年度任用職員の給料表を定め、職務内容、責任等の要素を考慮し、決定していきたいと考えております。

なお、再度の任用を行う場合は、経験年数を踏まえ、給料または報酬額を決定していきたいと考えております。下の一覧表は、主な職種のフルタイム会計年度職員として任用する場合の初任給についての記載でございます。

次に、3ページを御覧ください。期末手当につきましては、支給対象者を社会保険の加入者とし、年間支給月数を再任用の職員と同様の1.45月分と考えております。

エ、退職手当につきましては、フルタイムの会計年度任用職員に正規職員と同様の支給率で支給したいと考えております。

(3)その他といたしましては、任用時の年齢制限を撤廃するとともに、パートタイムの会計年度任用職員については兼業が可能となります。

4、今後のスケジュールでございますが、本日、御協議いただいた後、来る9月議会に「伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例」などの関係条例案を提出したいと考えております。

以上が、「会計年度任用職員制度への移行について」の説明となります。

どうぞよろしく御協議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それでは、少しお聞かせをいただきたいと思います。今回の臨時職員、嘱託職員の処遇というか待遇が随分と改善をされるということは、大変喜ばしいことだなというふうに思うわけですが、これまでの臨時・嘱託は結構、差がございました。説明を聞かさせてもらいまして、雇用の機会であったり、賃金あるいは期末手当の部分は理解をさせていただいたんですが、休暇の部分です、これまで随分差があったように思っておるんですけど、その点はいかがですか。

◎北村勝委員長

職員課長。

●上田職員課長

委員仰せのとおり、嘱託職員と臨時職員、二つの制度につきまして、休暇の差が確かにございました。これが今回、会計年度任用職員制度と一本になることにおきまして、統一した休暇制度に今後していくということで今、検討のほうをしておる次第でございます。以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それでは次に、資料の4番のところ、今後のスケジュールで10月から12月にかけて、意思を確認するという事なんですが、現在、嘱託職員についてはフルタイム職員あるいはパート職員を選択するようになるのかな、その点と、臨時職員についてはもう全てパートタイム職員になっていくのか、またそのフルタイム職員を希望された時にですね、どのような対応をされるのか。その選択ですね、本人の希望でいくのか、その辺どのような形にされるのかお聞かせください。

◎北村勝委員長

職員課長。

●上田職員課長

勤務時間等のことだと思うんですけども、私どものほうとしましては、各職場にですね、臨時・嘱託の勤務時間、どれぐらいが必要であるかということヒアリングさせていただいた結果、2ページに例として示させていただいておるんですけども、フルタイムで採用するのは主に育休代替、パートであるのは、7時間30分では保育士・保健師・看

護士等の専門職、それから事務等は7時間15分ということで、これで今現在、フルタイムでおる方にはお示しのほうをさせていただきたいと思っておりますので、選択という形ではございません。以上でございます。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

次にですね、決算の関係で少しお聞かせをいただきたいんですが、例年、性質別決算で人件費を出してもらっておるんですけど、今回、賃金から給与・報酬ということになってまいりますと、当然、物件費から人件費のほうへ移ってくるのかなというふうに思うんですが、令和2年度決算からになってくるんですが、例えば平成29年度の決算におきましてですね、人件費が78億1千万、また全体の占める割合が15.6%かな、そういうことになっておるんですけど、それが会計年度任用職員となった場合にですね、この29年度決算でどのような変化が出てくるのかその辺お示しをいただきたいと思います。

◎北村勝委員長  
職員課長。

●上田職員課長

委員仰せのとおり、今まで賃金ということで物件費という中に入れておりましたけれども、これが新たに報酬・給料ということで人件費に入ってくることとなります。29年度の決算ベースで、一般会計ベースで言いますとですね、いわゆる会計年度任用職員として物件費の中に入れていたものとしましては、約16億2千万ほどになります。

ですので、今まで15.6%という中にさらに16億というのが含まれますので、78億に含まれるということになりますので、約94億ということで18.9%というのが、29年度の決算ベースでの割合になります。以上でございます。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。今、聞かせていただきましたように令和2年度以降は人件費そのものがですね、94億ということに膨れ上がってきます。これまでの行財政改革を見たときに、確かに職員は300人ほど削減してもらっておるんですが、その分は全部、嘱託のほうへ、嘱託さんを雇用してですね、悪いですけども賄っていたような状況であったのかなというふうに思っておるんですが、嘱託についてはその時点でほとんど行革の面からでは議論をされてこなかったわけです。人件費そのものがこれだけ増えてくるとですね、その部分につきましても一度、行革の視点から考えていく必要があるのかなというふうに

思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

◎北村勝委員長  
職員課長。

●上田職員課長

委員仰せのとおりですね、移行により人件費が増えるということは課題であるということとは認識しております。今後ですね、今、伊勢市の定員管理の基本的な考え方というのもございます。その中でも、職員を減らすということの中で民間への専門知識、ノウハウを活かした民間委託や、今も検討しておりますICTの活用、こういうことをして業務の効率をする中で努力のほうをしていきたいと考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、わかりました。最後になります。この会計年度任用職員制度創設によってですね、この職員の定数、職員定数の関係には影響は出てこないんですか。最後にお聞かせください。

◎北村勝委員長  
職員課長。

●上田職員課長

定数条例による定数には、定数外ということになります。以上でございます。

◎北村勝委員長  
よろしいですか。

他に発言はございませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

すみません、一つだけ聞かせていただけたらと思います。

3ページ目のところでですね、真ん中ら辺にありますけども、その他というところで、営利企業への従事等の制限というものが、この会計年度任用職員の方については対象外になるので、兼業が可能であるというふうな形で記載をしていただいております。

これ、いろいろと議論されたみたいなんですけども、確かに市の職員の方ということになりますので、収入を補うためにその他で働いていただくということは結構なことかとは思いますが、いろいろな仕事の内容であったり、また時間帯であったり、いろいろと把握をしておく必要もあるんじゃないかというふうに思いますけども、その辺はどのよ

うに考えているのかお聞かせいただきますでしょうか。

◎北村勝委員長  
職員課長。

●上田職員課長

パートタイムの場合は営利企業従事、副業のほうは認められておるということなんですけども、職務専念義務、信用失墜の禁止等の服務規律、これのほうは適用となりますので、職務の公正を確保するという観点から、また職務専念義務に支障をきたすような長時間の労働がないような形で我々のほうに報告をいただいて、また指導する場合もあるのかなど今のところ考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、わかりました。所属長の方とかですね、いろんな方、職場の方とか、その方がそういうダブルワークをされてますよとかいうことも、やはりその職員の方が後ろ指を指されるようなことのないようにですね、ある程度一定の基準も考えながらですね、その方の働き方というものを応援してあげていただけるような制度にしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎北村勝委員長  
他に発言はございませんか。  
議長。

○中山裕司議長

今、鈴木委員のほうから話がありましたけれども、今回の任用職員の制度というのは、先ほどの説明でもありましたけども、本来、人件費で対応すべきものを物件費と、これはごまかしであったわけです、ずっと以前から。

本来はやっぱり人件費として、職員数としてはそれだけ必要なんですよね。本来的に人件費で賄う正規職員というのを嘱託とか臨時でカバーをしてきたと。今回こういうことによって、今の話から人件費対応をせざるを得んということになってきたわけですよ。

それはそれで当然、従来からの人件費というのは先ほどの説明があったように膨れ上がる、これは。そうしますとね、今までの当市におけるところの職員採用そのものを見直しをしなければならないと私は思うんですよ。

というのは、本来は嘱託ないしは臨時で採用をいたしておったと。それをやっぱり、今の職員不足分を充足しとったわけですよね、これは。それが今回、このような形でボーナスないし、それから退職金も。言うてみたら、正規と変わらないような状態に、これはやっぱり当然、働く人の権利としては、認めていかなけりゃならん。まだ遅すぎたぐらい

やと思うんですよ。そうしますとね、本来の新規採用をしとったのと、特に嘱託さんの場合は、ほとんど正規の職員と変わりが無いような状態になってきておる。

これは将来的に伊勢市の職員採用をどういう形で見直していくのか、どういうような考え方でこういうものを採用していくのか。これは非常に私は重要な問題やと思うんで、その点、どういうような考え方で、ただ単にこの任用職員制度が導入されてやりなさいよと、これは当然補助も出るとは思いますけど、ただ単にやりなさいよ、やりますよというだけやなしに将来の伊勢市の職員採用の展望というものははっきりとやっぱり明確にしていって必要があると思はれますけど、どうですか。

◎北村勝委員長

総務部長。

●江原総務部長

議長仰せのとおりであろうかと思はれます。我々といたしましても、これまで嘱託職員さんでお任せできる所、職員でやるとこ、こういうふうな区分けをいたしまして、嘱託職員さん、臨時職員さんに仕事を担ってきていただいたところがございます。将来のですね、行政需要というふうなところもございます。正規職員で全て賄おうとすると、やはり働いていただく期間が40年とかいうふうな話になってきますんで、その都度ですね、見直していかうのも必要かと思はれます。

今般も会計年度任用職員さんということでお助けいただきながらですね、その辺も十分考えていって必要があろうかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎北村勝委員長

中山議長。

○中山裕司議長

私が申し上げたいのは、従来の隠れ蓑であった物件で対応してきた人件というのは、これはある意味では人権侵害的な問題が、これは大げさに言うたですね、あろうかというふうに思はれますよね。

それをやっぱり、少なくとも今回のこの改定によってですね、制度改定によってその点が埋められたということは先ほど言ったように非常に喜ばしいことだと、こういうふうに思はれますけども、そうしますと先ほど部長の説明のように、今後の伊勢市の職員採用については当然、伊勢市におけるところの人口変動とか経済的・社会的変動によっていろいろと違ってくると思うんですけども、一定にこうだということは言えないけれども、それに相応した形の先ほど言ったような新しい今の新規採用の枠をどういう形で改定していくかということ是非常に大事かというふうに思はるので、その点は今後の課題として十分検討していかうしてほしいなとこのように思はれます。以上です。



◎北村勝委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【いせ市民活動センターの指定管理について】

◎北村勝委員長

次に「いせ市民活動センターの指定管理について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

◎北村勝委員長

市民交流課長。

●木村市民交流課長

いせ市民活動センターの指定管理について、御説明いたします。資料2を御覧ください。

まず、1の施設の名称及び所在地につきましては、記載のとおりでございます。

次に、業務内容につきましては、いせ市民活動センターの管理運営でございます。

3の指定期間でございますが、現在、第5期としまして、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3年間で行っており、指定管理者は特定非営利活動法人いせコンビニネットでございます。

この期間が今年度で終了するに当たりまして、次期の指定管理期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とし、4の指定管理者選定方法につきましても、公募を行わず、現行の指定管理者を指定したいものでございます。

次に、5の指定期間の変更及び公募しない理由としましては、伊勢市施設類型別計画にある郷土資料芸能館（仮称）への転用など、今後の施設の方向性を検討したいためであり、指定管理期間が2年間となりますと指定管理者の運営が安定しないことや市民活動団体に不安を与えることとなることから、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条により、指定管理者の指定について公募を行わないこととしたいものであります。

6の指定管理の状況、30年度でございますが、指定管理者は特定非営利活動法人いせコンビニネットで協定による指定管理料は、3年間で4,117万7,000円で、年間利用者数は北館35,737人、南館14,170人でございます。

なお、市議会12月定例会には、来年4月からの第6期の指定管理者の指定に係る議案を提出させていただきたく、準備を進めていきますのでよろしくお願いいたします。

以上、いせ市民活動センターの指定管理について、御説明申し上げました。

御協議賜りますようお願いいたします。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。  
品川委員。

○品川幸久委員

1点だけ教えてください。ここに郷土資料芸能館への転用と書いてあるんですけど、ちょっとイメージがつかないんで、例えば下にホールがあって、上に講演会を開いとるような大きな部屋があるんですけど、それ結構使われとる部分もあると思うんですけど、ちょっとそれを芸能資料館にしていくっていうイメージ、または駐車場がどうするんかっていうようなそういうイメージが全くわからないんで、もう2年先のことでしたら大概おたくらのほうでイメージが出来とると思うんですけど、ちょっと教えていただければいいかなと思います。

◎北村勝委員長

文化振興課長。

●山口文化振興課長

いせ市民活動センターの転用後の仮称郷土資料芸能館のイメージということで、私のほうから御答えをさせていただきたいと思います。

このいせ市民活動センターの転用後ということで内容については今後、調整・検討させていただくところなんですけど、市民活動センターの建物を使って、郷土資料館として作っていきたいというところがございますのでよろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

あんまりイメージないみたいな感じなんですけど、建物自体は別に新しくしないでもいいのか、ちょっと形上ね、あんまりよそからいただいたものなんでね、伊勢市としてあんまり使いの方法がよくないんで、ちょっとそこら辺も全部建替えるまでもいかんにしても、ちょっと私はイメージがつかなかったんでね。ここで1階はこうですよ、2階はこうですよというようなことが持っておれば、ちょっと紹介していただきたかったっていうだけですんでね。また、おいおい出していただければありがたいと思います。

◎北村勝委員長

そこについては、また後ほどお願いします。  
他に御発言はありませんか。  
議長。

○中山裕司議長

これは全般的に言えることなんですけども、当市における公共施設マネジメント、これは管理計画は立てられましたよ。しかしながら、これらの問題もきちっとやっぱり整理する中で、どうしてくんかというようなことは全く明確にその公共施設マネジメントの管理計画は立てたけども、実効性というのは全くないんですよ、伊勢市は今現在。

これはこういうような形で、この問題だけではなくして、いろんな問題が今起こってきておりますよ。だから、公共施設マネジメントにおけるところの管理計画は出来ましたよ。ところが、さいたま市がいい例ですけど、なかなかやっぱりやったけども前に進まないというような前例というのがありますけども、全く伊勢市もこの計画がですね、実行されておらんというか、どう進めていっていいかわからないというような状況やないかと思うんですけども。

これもですね、まさしくその郷土資料芸能館って、これはどんなもんかっていうのは、先ほど品川委員が言われたようにイメージが湧かないわけですけども、結局はこういう施設をどうしてくのかというようなことをですね、いわゆる計画の中でどうしてくのかということですね、明確にしていくというこのことが必要にもかかわらずですね、そのことが示されておらない。

だから、これは今の話やけども、公共施設マネジメントをもう少し前進させるというんか、もっと真剣に取り組んで、やっぱり全体的な伊勢市におけるところの公共施設をどういうふうにしていくんか、前回もありましたけども、小中学校適正配置の問題なんかでも、廃校された学校がそのまま置かれていると。こういうような問題もたくさん今、伊勢市には公共施設を取り巻く環境っていうのがあるわけなんですよ。そういうものややっぱりきちっとどういうふう整理をして進めていくかっていうことが非常に大きな課題であるというふうに思うんで、その点ちょっと今の話はどういうふう考えておられるのか。

◎北村勝委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

今、議長のほうから御指摘がありましたとおり、施設類型別計画のほうを平成30年9月に策定をしまして、現状、伊勢市が持っております公共施設を今後こうしていこうというふうな考え方のほうは計画のほうに示させていただいております。

今、御指摘がありましたとおり、まだ進めていないではないかいうふうな御指摘も私とことしましては重く受け止めておりまして、いろいろ協議をしていくうえで、作業部会等を設けながら協議のほうを進めておりますので、作業部会のほうでの協議の進行状況につきましては、適時議会のほうにも報告をさせていただきながら、マネジメントのほうを進めていきたいというふうに強く思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎北村勝委員長

議長。

○中山裕司議長

どんどん事業は先行して進んでいく、そして今のマネジメントは後追いをしていくと。今の現状は、そういうような形で、実際的な事業はどんどん進んでいくけれども、いわゆる今、局長が言われたように正直な謙虚な発言だとは思いますが、追いつかないと。

まさしくそういうことで、後追いをしとるような形になるわけなんですよ、これは。

そうしますとやっぱり、全体の計画はどんどん進んでいくけれども、やっぱりその類型別の管理計画は立てたけれども、計画倒れなんですよ、これは。全く実効性がない。

だから、実効性のあるような形の公共マネジメントを実際的に実行していくということ、後追いではいけませんよ。実際の事業が進んでいく中で、こうですよというような後追いをしていくというようなことはこれは今の話、将来に禍根を残す。

だから、そういう点ではもっと早く取り組むと、早く。机上の上でやっとなんではなしに、実際的な問題でやっぱり克服をしていくということが非常に大事かというふうに思うんで、その点よろしく頑張ってください。

◎北村勝委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

鋭意努力をしておりますので、今後時期を見まして、御報告もさせていただきながら、また市民のみなさんのほうに施設の使い方等が変わってまいりますと色々な影響も出てまいりますので、その点も丁寧な説明もしながら進めていきたいと思っておりますので、努力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長

それでは、丁寧に加速度を持って進めていただきたいと思います。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎北村勝委員長

次に、「所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」をご協議願います。

本件につきましては、主要な事業について、常任委員会別に執行機関から、事業の進捗状況や予算の執行状況等について、例年報告を受けております。

昨年度は、11月21日に実施し、6事業について報告をいただきました。過去の選定事業については、「資料3-1、年度別選定事業表」のとおりです。

今年度も5事業程度を選定し、12月定例会までに実施することとしたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

今後の進め方でございますが、委員の皆さまから報告の対象としたい事業がありましたら、9月4日水曜日までに正副委員長または事務局の担当書記へ御連絡を願いたいと思います。

参考として「資料3-2、平成31年度歳出予算款別説明表」を配布させていただいております。この資料は、当初予算資料の総務政策委員会所管事業一覧のうち、正副委員長で相談し、あらかじめ16事業を選定したものであります。

委員から希望された事業等、正副委員長において5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思います。あわせて閉会中の継続調査の申し出も決定したいと思います。

この件について委員の皆さまから何か御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件については5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分